

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める書面)

2024 年 6 月 12 日

岩崎通信機株式会社

2024年6月12日

株式交換に係る事前開示事項
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条に定める書面)

東京都杉並区久我山1丁目7番41号
岩崎通信機株式会社
代表取締役社長 木村 彰吾

岩崎通信機株式会社(以下「当社」といいます。)は、2024年5月31日に、あいホールディングス株式会社(以下「あいホールディングス」といい、当社とあいホールディングスを総称して、以下「両社」といいます。)との間で、株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結し、2024年10月1日を効力発生日として、本株式交換契約に基づき株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決定いたしました。

本株式交換に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条に定める事前開示事項は以下のとおりであります。

1. 株式交換契約の内容(会社法第782条第1項第3号)
別紙1のとおりです。
2. 交換対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第184条第1項第1号)
別紙2のとおりです。
3. 交換対価について参考となるべき事項(会社法施行規則第184条第1項第2号)
 - (1) あいホールディングスの定款の定め(会社法施行規則第184条第4項第1号イ)
別紙3のとおりです。
 - (2) 交換対価の換価の方法に関する事項(会社法施行規則第184条第4項第1号ロ)
 - ① 交換対価を取引する市場
あいホールディングスの普通株式(以下「あいホールディングス株式」といいます。)は、東京証券取引所プライム市場において取引されております。
 - ② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者
あいホールディングス株式は、全国の各金融商品取扱業者(証券会社)において取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

③ 交換対価の譲渡その他処分に制限があるときはその内容

該当事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ハ）

本株式交換契約の締結を公表した日（2024 年 5 月 31 日）の前営業日を基準として、1 か月、3 か月、6 か月間の東京証券取引所プライム市場におけるあいホールディングス株式の終値の単純平均は、それぞれ、2,448 円、2,412 円及び 2,418 円です。

また、あいホールディングス株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券所のウェブサイト（<https://www.jpx.co.jp/>）等でご覧いただけます。

(4) あいホールディングスの過去 5 年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ニ）

あいホールディングスは、いずれの事業年度においても金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定に基づき有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

4. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 3 号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 4 号）

(1) あいホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 184 条第 6 項第 1 号イ）

あいホールディングスの最終事業年度（2022 年 7 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日まで）に係る計算書類等の内容は、別紙 4 のとおりです。

(2) あいホールディングスの最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 184 条第 6 項第 1 号ロ）

該当事項はありません。

(3) あいホールディングスの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 184 条第 6 項第 1 号ハ）

① 当社

ア 当社は、2024 年 5 月 31 日開催の取締役会において、あいホールディングスとの間で、あいホールディングスを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株

式交換を行うことを決議し、同日、本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の内容は別紙1のとおりです。

イ 当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換によりあいホールディングスが当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）において保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時までには消却する予定です。

② あいホールディングス

あいホールディングスは、2024年5月31日開催の取締役会において、当社との間で、あいホールディングスを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日、本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の内容は別紙1のとおりです。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第184条第1項第5号）
会社法第789条第1項第3号の規定により、本株式交換について異議を述べることのできる債権者はいないため、該当事項はありません。

以上

別紙1 本株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

あいホールディングス株式会社(以下「甲」という。)及び岩崎通信機株式会社(以下「乙」という。)は、2024年5月31日(以下「本契約締結日」という。)付けで、次のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(本株式交換)

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は、乙の発行済株式の全部(甲の保有する乙の株式を除き、「本株式」という。)を取得する。

第2条(商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

- (1) 甲(株式交換完全親会社)
商号:あいホールディングス株式会社
住所:東京都中央区日本橋久松町12番8号
- (2) 乙(株式交換完全子会社)
商号:岩崎通信機株式会社
住所:東京都杉並区久我山1丁目7番41号

第3条(本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が本株式を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における乙の株主名簿に記載又は記録された株主(但し、第8条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除き、以下「本割当対象株主」という。)に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の数の合計数に0.6を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における本割当対象株主に対し、その有する乙の株式1株につき、甲の普通株式0.6株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項に従い甲が本割当対象株主に対して割当交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第4条(資本金及び準備金に関する事項)

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
0円
- (2) 資本準備金の額
会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途定める金額とする。
- (3) 利益準備金の額
0円

第5条(効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2024年10月1日とする。

但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第6条（本契約の承認）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、株主総会において本契約の承認を得ることなく、本株式交換を行う。但し、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求めるものとする。また、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、株主総会において、会社法第 783 条第 1 項の規定に基づき本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する手續を行うものとする。
3. 本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、かつそれぞれの子会社をして善良な管理者の注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、本株式交換に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ相手方と協議し合意の上、これを行うものとする。
2. 甲及び乙は、以下の各号に規定するものを除き、本契約締結日以降、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また効力発生日より前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合における自己株式の取得を除く。）の決議を行ってはならない。
 - (1) 甲は、2024 年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1 株当たり45円又は配当性向 50%を超えない範囲の金額のいずれか高い金額を限度として剰余金の配当を行うことができる。
 - (2) 乙は、2024 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1 株当たり 25 円を限度として剰余金の配当を行うことができる。

第8条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議に基づき、基準時において乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部につき、基準時をもって消却する。

第9条（事情変更及び解除）

本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変更が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議して合意の上、本株式交換に関する条件を変更し、又は本株式交換を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、(i)効力発生日の前日までに乙の株主総会において本契約の承認が得られない場合、(ii)甲において、会社法第 796 条第 3 項の規定により本契約に関して株主総会の承認が必要とな

ったにもかかわらず、効力発生日の前日までに甲の株主総会において本契約の承認が得られない場合、(iii)国内外の法令に基づき本株式交換を実行するために効力発生日に先立って必要となる関係官庁等の承認等が得られない場合、及び(iv)前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第11条（規定外事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関して定めのない事項その他本株式交換に必要な事項については、本株式交換の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議の上、これを決定する。

本契約の作成を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2024 年 5 月 31 日

甲： 東京都中央区日本橋久松町 12 番 8 号
あいホールディングス株式会社
代表取締役会長 佐々木秀吉



本契約の作成を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2024 年 5 月 31 日

乙： 東京都杉並区久我山 1 丁目 7 番 41 号
岩崎通信機株式会社
代表取締役社長 木村彰吾



別紙2 交換対価の相当性に関する事項

1. 交換対価の総数の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第3項第1号）

(1) 本株式交換に係る割当の内容

	あいホールディングス (株式交換完全親会社)	岩崎通信機 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.6
本株式交換により交付する株式数	あいホールディングスの普通株式：6,024,584株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）1株に対して、あいホールディングス株式0.6株を割当交付いたします。ただし、あいホールディングスが保有する当社株式4,900,000株（2024年5月31日現在）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間で協議及び合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付するあいホールディングス株式の株式数

あいホールディングスは、本株式交換に際して、基準時における当社の株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいい、あいホールディングスを除きます。）に対して、その所有する当社株式の株式数の合計に本株式交換比率を乗じた数のあいホールディングス株式を割当交付する予定です。あいホールディングスは、かかる交付にあたり、その保有する自己株式を充当する予定であり、本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時まで消却する予定です。本株式交換によって交付する株式数は、当社の自己株式の取得、消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、あいホールディングスの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる当社の株主の皆様については、本株式交換の効力発生日以降、あいホールディングス株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできま

せん。

① 単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、あいホールディングスの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることをあいホールディングスに対して請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項に基づき、あいホールディングスの単元未満株式を保有する株主の皆様が、あいホールディングスに対して、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元100株となる数のあいホールディングス株式を売り渡すことを請求し、これをあいホールディングスから買い増すことができる制度です。

（注4）1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、あいホールディングス株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様については、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当するあいホールディングス株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

（2）本株式交換に係る割当の内容の根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

あいホールディングス及び当社は、本株式交換比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、あいホールディングスは大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）をファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関に、当社は山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサルティンググループ」といいます。）を第三者算定機関に選定いたしました。

あいホールディングスにおいては、下記3.「当社の株主の利益を害さないように留意した事項」（1）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、あいホールディングスのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券から受領した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーである名古屋・山本法律事務所からの助言等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、あいホールディングスの株主の皆様への利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

他方、当社においては、下記3.「当社の株主の利益を害さないように留意した事項」（1）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社の第三者算定機関である山田コンサルティンググループから受領した株式交換比率算定書、あいホールデ

インクス及び当社と重要な利害関係を有しないリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所及びファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）からの助言等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

以上のとおり、あいホールディングス及び当社は、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、あいホールディングス及び当社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上変更することがあります。

② 算定に関する事項

(ア) 算定機関の名称及び両社との関係

あいホールディングスの第三者算定機関である大和証券及び当社の第三者算定機関である山田コンサルティンググループはいずれも、あいホールディングス及び当社の関連当事者には該当せず、あいホールディングス及び当社からは独立した算定機関であり、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(イ) 算定の概要

大和証券は、あいホールディングスについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて算定を行いました。市場株価法においては、2024年5月30日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。なお、DCF法の前提となる事業計画に関しましては、大幅な増減益を見込んでおりません。また、当該財務予測は、スタンドアローンの計画を前提として作成しております。

当社については、当社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF法を採用して算定を行いました。市場株価法においては、2024年5月30日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過

去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。なお、DCF法の前提となる事業計画に関しましては、2025年3月期から2026年3月期は、2024年5月15日に公表しました「構造改革実施に関するお知らせ」のとおり、構造改革の実施により、営業利益が改善することに伴い大幅な増益を見込んでおります。また、2023年11月30日付で当社とあいホールディングスとの間で資本業務提携契約を締結し、資本提携の一環として第三者割当増資を実施（以下「本資本業務提携」といいます。）して以降、両社間でのシナジー実現のための諸施策の実施のための協議を開始しており、両社間で実施する諸施策のうち現時点で取引条件等について合理的に確定できる事項についてはそれに伴うシナジーを事業計画に反映しております。他方で、両社がともに上場企業であり、その株主に対して各々の適正利益を追求する責務を負っている状況の中で、両社間で取引条件について協議を行ったものの合意に至っていない施策に係るシナジー及び本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジーについては、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、事業計画には反映しておりません。本特別委員会において、当社が2022年5月13日に開示した中期経営計画を踏まえて事業計画を検証した経緯については、下記3.「当社の株主の利益を害さないように留意した事項」（2）「利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

なお、あいホールディングス株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の当社株式の株式交換比率の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.28～0.29
DCF法	0.52～0.62

（注）大和証券は、上記株式交換比率の算定に際して、あいホールディングス及び当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま使用し、それらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券の株式交換比率の算定は、2024年5月30日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

山田コンサルティンググループは、あいホールディングスについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF法を用いて算定を行いました。市場株価法においては、2024年5月30日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法では、あいホールディングスが作成した財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を評価しております。なお、算定の前提とした財務予測には大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、スタンドアローンの計画を前提として作成しております。

当社については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF法を採用して算定を行いました。市場株価法においては、2024年5月30日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法では、当社が作成した財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を評価しております。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2024年5月15日に公表しました「構造改革実施に関するお知らせ」のとおり、構造改革の実施により、2025年3月期は約7億円、2026年3月期は約12億円の費用の削減に伴い、営業利益について2024年3月期が赤字であったのに対して、2025年3月期においては844百万円となる予定であることから、対前年度比で30%以上の増益となることを見込んでおり、2026年3月期においては対前年度比104%の増益となることを見込んでおります。また、昨年12月の本資本業務提携後、両社間でのシナジー実現のための諸施策の実施のための協議を開始しており、両社間で実施する諸施策のうち現時点で取引条件等について合理的に確定できる事項についてはそれに伴うシナジーを事業計画に反映しております。他方で、両社がともに上場企業であり、その株主に対して各々の適正利益を追求する責務を負っている状況の中で、両社間で取引条件について協議を行ったものの合意に至っていない施策に係るシナジー及び本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジーについては、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、事業計画には反映しておりません。本特別委員会において、当社が2022年5月13日に開示した中期経営計画を踏まえて事業計画を検証した経緯については、下記3.「当社の株主の利益を害さないように留意した事項」(2)「利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

なお、あいホールディングス株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の当社株式の株式交換比率の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.27～0.29
DCF法	0.51～0.76

(注) 山田コンサルティンググループは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）に関する情報については、各社の経営陣により、当該提出時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。山田コンサルティンググループの算定は、2024年5月30日までに同社が入手した情報及び経済条件を反映したものととなります。

2. 株式交換の対価としてあいホールディングス株式を選択した理由（会社法施行規則第184条第3項第2号）

当社及びあいホールディングスは、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社であるあいホールディングスの株式を選択しました。

あいホールディングスの株式は、東京証券取引所プライム市場に上場されているところ、当社の株主の皆様は、あいホールディングスの株主として、本株式交換により生じることが期待されるシナジーの実現による利益を享受することが可能であることから、上記の選択は適切であると判断いたしました。

本株式交換により、その効力発生日（2024年10月1日を予定）をもって、当社はあいホールディングスの完全子会社となり、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、2024年9月27日付で上場廃止（最終売買日は2024年9月26日）となる予定です。なお、現在の本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換により当社の株主の皆様は、割り当てられるあいホールディングス株式は東京証券取引所に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も東京証券取引所での取引が可能であることから、基準時において当社株式を167株以上保有し、本株式交換によりあいホールディングス株式の単元株式数である100株以上のあいホールディングス株式の割当てを受ける当社の株主の皆様に対しては、

株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式については引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、基準時において167株未満の当社株式を保有する当社の株主の皆様には、あいホールディングス株式の単元株式数である100株に満たないあいホールディングス株式が割り当てられます。そのような単元未満株式については、その株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とするあいホールディングスの配当金を受領する権利を有することになりますが、金融商品取引所市場において売却することはできません。もっとも、単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、あいホールディングスに対し、その保有する単元未満株式を買取することを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式をあいホールディングスから買増すことも可能です。かかる取扱いの詳細については、上記1「交換対価の総数の相当性に関する事項」(1)「本株式交換に係る割当ての内容」の(注3)「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記1「交換対価の総数の相当性に関する事項」(1)「本株式交換に係る割当ての内容」の(注4)「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である2024年9月26日(予定)までは、東京証券取引所において、その保有する当社株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

3. 当社の株主の利益を害さないように留意した事項(会社法施行規則第184条第3項第3号)

当社は、あいホールディングスが、既に当社株式4,900,000株(2024年3月31日現在の発行済株式総数14,940,974株(自己株式を除く。))に占める議決権の割合にして32.80%)を保有しており、当社があいホールディングスの主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当すること、また両社の間には下表の「当事会社間の関係」に記載のとおり関係(以下「本関係」という。)があることを勘案し、公正性を担保する観点から、以下の措置を講じております。

(当事会社間の関係)

資本関係	2024年3月31日現在、あいホールディングスは、4,900,000株(2024年3月31日現在の発行済株式総数14,940,974株(自己株式を除く。))に占める議決権の割合にして32.80%)の当社株式を保有しております。
人的関係	あいホールディングスグループは、2024年5月31日現在、当社グループより4名を出向者として受け入れています。
取引関係	あいホールディングス社製品のODM案件において、両社は共同研究開発を行っております。

(1) 公正性を担保するための措置

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

あいホールディングス及び当社は、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、それぞれ第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、交渉・協議を行い、上記1「交換対価の総数の相当性に関する事項」

(1)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを合意いたしました。なお、あいホールディングス及び当社は、両社において、本株式交換に際して実施されている他の株式交換比率の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を踏まえて、本株式交換に係る公正性が十分に担保されていると判断したことから、いずれも、第三者算定機関から、本株式交換における株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

本株式交換のリーガル・アドバイザーとしてあいホールディングスは名古屋・山本法律事務所を、当社はTMI総合法律事務所を選任し、それぞれ本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、名古屋・山本法律事務所及びTMI総合法律事務所は、いずれもあいホールディングス及び当社から独立しており、重要な利害関係を有しません。

③ 独立したファイナンシャル・アドバイザーの起用

当社は、本株式交換の検討に関する助言その他本経営統合の実現に向けた支援を受けるため、株式交換比率の算定を依頼した上記①の独立した第三者算定機関のほか、SMBC日興証券を独立したファイナンシャル・アドバイザーとして起用しております。SMBC日興証券は、あいホールディングス及び当社に対して通常の銀行取引業務を提供している株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）と同じ株式会社三井住友フィナンシャルグループ企業の一員ですが、①SMBC日興証券におけるアドバイザリー業務を提供する部署とその他の部署及び三井住友銀行との間で弊害防止措置として所定の情報遮断措置が講じられていること、②SMBC日興証券は当社に対して、一般取引先と同様の取引条件での取引を実施していること、並びに③SMBC日興証券はあいホールディングス及び当社の関連当事者に該当しないことから、SMBC日興証券のファイナンシャル・アドバイザーとしての独立性は確保されており、これらを踏まえ、かつSMBC日興証券のファイナンシャル・アドバイザーとしての実績にも鑑みた上で、当社はSMBC日興証券をファイナンシャル・アドバイザーに選任しております。なお、当社はSMBC日興証券からは株式交換比率算定書及びフェアネス・オピニオンは取得しておりません。

(2) 利益相反を回避するための措置

当社は、あいホールディングスが、既に当社株式 4,900,000 株（2024 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 14,940,974 株（自己株式を除く。））に占める議決権の割合にして 32.80%）を保有しており、当社があいホールディングスの主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当すること、また両社の間には本関係があることを勘案し、利益相反の疑義を回避する観点から、以下の措置を講じております。

① 当社による独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

当社は、2024 年 3 月 29 日、あいホールディングスからの提案に対する当社取締役会における意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当社取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが、当社の少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、いずれもあいホールディングスと利害関係を有していない当社の社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている沖恒弘氏及び田原永三氏、並びに当社の監査等委員かつ社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている河本茂氏の 3 名により構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置しました。なお、各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとしています。

本株式交換を検討するにあたって、当社は、本特別委員会に対し、(i) 本株式交換の目的の正当性及び合理性、(ii) 本株式交換に係る取引条件の妥当性、(iii) 本株式交換の交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性並びに (iv) 上記 (i) 乃至

(iii) その他の事項を前提に、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益であるか否か（以下 (i) 乃至 (iv) を総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問しました。本特別委員会は、2024 年 4 月 4 日から 2024 年 5 月 30 日までに会合を合計 7 回開催したほか、自ら情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、まず、当社が選任した第三者算定機関である山田コンサルティング、リーガル・アドバイザーである TMI 総合法律事務所及びファイナンシャル・アドバイザーである SMBC 日興証券につき、いずれも独立性及び専門性に問題が無いことを確認し、その選任を承認いたしました。その上、当社からは、当社の事業内容・事業環境、主要な経営課題、本株式交換による当社の事業に対して想定されるメリット・デメリット、株式交換比率の前提となる当社の事業計画の算定手続等について説明を受けております。また、当社のリーガル・アドバイザーである TMI 総合法律事務所から、本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定の方法・過程等、本特別委員会の運用その他の手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を、当社の第三者算定機関である山田コンサルティングより本株式交換における株式交換比率の評価の方法及び

結果に関する説明をそれぞれ受け、質疑応答を行いました。なお、本特別委員会は、あいホールディングスと当社との間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容につき適時に報告を受けた上で、あいホールディングスから本株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、当社に意見する等しております。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、(i) 本株式交換は、当社の企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、合理性があると認められる旨、(ii) 本株式交換の条件には妥当性が認められる旨、(iii) 本株式交換に係る交渉過程及び意思決定に至る手続には公正性が認められる旨、及び(iv) 上記(i)乃至(iii)その他の事項を踏まえ、本株式交換の決定が当社の少数株主にとって不利益なものではない旨が記載された答申書を、2024年5月30日付で当社の取締役会に対して提出しております。本特別委員会の意見の概要については、以下のとおりです。

(ア) 本株式交換の目的の正当性及び合理性

(a) あいホールディングス及び当社が本資本業務提携開始以降、両社の協業施策(両社間で検討中の協業施策を総称して、以下「本協業施策」といいます。)の具体的内容及びそのための条件について協議を重ねた結果、本資本業務提携開始時に想定していた以上に多分野において更なるシナジーを創出できる可能性があるとの認識に至ったこと、(b) 他方で両社はともに上場会社であり、その株主に対してそれぞれの利益を追求する責任を負っており、真摯な交渉を行うことによって迅速な本協業施策の実施が困難となる可能性があること、(c) 当社としては、主力事業において今後単独で持続的な成長を企図することが困難であり、グループ人員の適正化による固定費削減等も余儀なくされる中で、本協業施策の早期かつ確実な実施等、あいホールディングスとの協業深化を徹底する必要があること、本資本業務提携後に当社はあいホールディングスとの本協業施策の一部を早期に実行に移す等、積極的に企業価値向上に向けて尽力してきたこと、(d) それにもかかわらず、本資本業務提携後も当社の株価は低迷していること、株式市場において十分な評価が得られておらず、本資本業務提携後の2024年2月に公表分も含めて当社は2024年3月期に二度にわたって業績見通しの下方修正を行っていること、及びこれまで当社において実施してきた一連の固定費削減策に加えて、グループ従業員の約2割に相当する200名規模の、人員削減を含む人員適正化を公表するに至っていることから明らかなとおり、本資本業務提携後も当社を取り巻く経営環境は依然として極めて厳しい状況にあること、(e) このような状況下で、あいホールディングスが、本資本業務提携のシナジーを十分に発揮し、各種の本協業施策をより機動的に推進するために、当初の持分法適用関連会社体制ではなく、本株式交換により当社をその完全子会社とすることが最適であると判断し、当社に対し、同社を完全子会社化する意向を申し入れたこと、(f) 当社は、あ

いホールディングスからのかかる提案について慎重に検討した結果、対等な精神に基づく両社の経営統合を実施し、あいホールディングスの完全子会社となることで、従来以上に本協業施策を迅速かつ緊密に連携し、両社グループの中長期的な視点に立った経営戦略を機動的に実現することが可能となるほか、上場維持コストを削減することができるため、本株式交換は当社の企業価値の向上に資するとの結論に至ったこと、並びに（g）本株式交換後に具体的に検討可能な施策及び当該施策を通じたシナジーとして、①グラフテック計測機器事業の譲受、②あいホールディングスからの更なる生産受託及びあいホールディングスとの共同研究開発の深化、並びに③出向による人材交流を通じた当社人材の最適化及びシナジーの深化が想定されることの各点に係る当社の説明を受け、これに対する質疑応答を経て総合的に検討した結果、当社からの説明に不合理な点はなく、本株式交換の実施は、あいホールディングス及び当社の安定的な事業運営及び両社の企業価値向上に資することから、目的の正当性及び合理性が認められる。

なお、本特別委員会は、本株式交換に際して用いられた当社の事業計画が、同社が2022年5月に公表された中期経営計画と同一ではないものの、（a）2022年5月以後に生じた当社を取り巻く経営環境の変動を踏まえて必要に応じた見直しを行うことは自然といえ、かつ（b）従前の中期経営計画作成時点からの事業環境の変動を踏まえ作成された当社の事業計画の内容について、いずれも一定の論拠が示されており、不合理な点がないこと等から、事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について合理性を確認している。

（イ）本株式交換に係る取引条件の妥当性

当社が、山田コンサルティンググループから取得した株式交換比率算定書の算定結果において、あいホールディングスの株式1株当たりの株式価値を1とした場合の当社の株式の評価レンジは、市場株価法0.27～0.29、DCF法0.51～0.76であり、本株式交換比率は、市場株価法による算定結果のレンジの上限を上回り、DCF法による算定結果のレンジの範囲内かつ中央値に近い比率である。また、本株式交換比率は、あいホールディングス株式及び当社株式の2024年5月29日の東京証券取引所の終値（2,443円及び668円）に基づいて算出された交換比率に対して119.43%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた比率に相当し、かかるプレミアムの水準については当社株主に対して、近年に実施された他の上場子会社の株式交換による完全子会社化事例における平均的なプレミアム水準より著しく高い水準のプレミアムを提供しているといえる。

さらに、本株式交換は当社の株主に対して、あいホールディングスの株式を割当交付するものであるところ、当社の株主は、あいホールディングスの株主として、本株式交換により生じることが期待されるシナジーの実現による利益を享受することが可

能であり、あいホールディングスが東京証券取引所プライム市場に上場されていることから、単元株式数以上のあいホールディングス株式を取得する当社の株主には引き続き株式の流動性が確保されており、単元株式数未満のあいホールディングス株式を取得する当社の株主も、単元未満株式の買取制度を利用することができる。

よって、本株式交換の実施方法や対価の種類として、当社の株主に対して、あいホールディングス株式を交付することには妥当性が認められる。

(ウ) 本株式交換の交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性

本株式交換の検討において、当社は、本特別委員会を設置し、あいホールディングスとの協議・交渉の状況について適時に本特別委員会に報告した上で、その意見を最大限尊重していること、独立した外部専門家から助言を受けながら本株式交換比率を含む本株式交換の条件の妥当性等について慎重に検討及び協議を行っていること、少数株主の利益保護の観点から本株式交換比率を引き上げるための真摯な協議・交渉を行っていること、及び交渉過程において特別の利害関係を有する者を関与させていないことから、本株式交換の手続は公正である。

(iv) 上記 (i) 乃至 (iii) その他の事項を前提に、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益であるか否か

上記 (i) 乃至 (iii) から、本株式交換は当社の株主に不利益でない。

② 当社における、利害関係を有しない取締役（監査等委員であるものを含む。）全員の承認

2024年5月31日開催の当社取締役会では、当社取締役の全員にて審議の上、その全員の賛成により本株式交換の実施を決議しております。なお、当社取締役のうち、あいホールディングスとの間に利害関係を有している取締役はおりません。

別紙3 あいホールディングスの定款

次ページ以降をご参照ください。

定 款

令和4年9月29日 第16回定時株主総会改定

あいホールディングス株式会社

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、あい ホールディングス株式会社と称し、英文ではA i H o l d i n g s C o r p o r a t i o nと表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の業務を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することおよび次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 計測機器、情報機器、制御機器、医療機器、健康機器、教育機器および関連する電子応用機器、精密機器の開発、製造、販売、サービス
- (2) 前号に関連する装置、システム、ソフトウェア、消耗品、部品類の開発、製造、販売、サービス
- (3) 前各号の機器、装置、システムのリース、レンタルおよび輸出入
- (4) 事務用機械の開発、製造、販売、サービス
- (5) 前号に関連する消耗品、部品類の開発、製造、販売、サービス
- (6) 事務用機械、建設機械、建物、土地等のリースおよび賃貸ならびにその媒介
- (7) 光学レンズおよび光学機器の開発、製造、販売、サービス
- (8) 磁気カード、アイシーカード、プリペイドカード等のカード発行機器の開発、製造、販売、サービス
- (9) デジタル監視記録装置等のセキュリティシステム機器の開発、製造、販売、サービス
- (10) 古物の売買
- (11) 高精細画像処理システムおよびワイヤレス画像伝送システムの開発、製造、販売
- (12) セラミックおよびチタニウム等の各種新素材の販売およびこれらを用いた電子部品等の開発、製造、販売
- (13) 遊技施設用機器の販売
- (14) 屋内外広告物、同装飾品、出版物、印刷物および娯楽用品の製造、販売
- (15) 不動産の売買、賃貸借ならびに管理
- (16) 保険代理業、倉庫業、労働者派遣業および警備保障業
- (17) 一般貨物自動車運送事業
- (18) 貨物運送取扱事業
- (19) 産業廃棄物収集運搬業

(20) グラフィックデザインによる交通広告、屋外広告、電装広告、宣伝看板等の製作および設置工事業

(21) 印刷業

(22) 前各号に付帯または関連する一切の事業

2. 前項の他、当社は、国内外の会社への出資または株式の取得、出資または株式の取得した会社の事業活動の支配並びに経営指導及び経営管理を目的とする。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、220,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

2. 前項の請求を受けた場合において、当社が、単元未満株式の数に相当する数の株式を有しないときは、当社は、前項の請求に応じないことができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

2. 前項のほか必要のある場合は、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または電磁的に記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役会長がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役会長に欠員または事故があるときは、代表取締役社長が、代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を若干名選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
4. 取締役会は、その決議によって、グループ最高経営責任者（CEO）、グループ最高執行責任者（COO）、グループ財務責任者（CFO）を選定することができる。

(相談役および顧問)

第23条 取締役会は、その決議によって、相談役および顧問を若干名選任することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役会長がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役会長に欠員または事故があるときは、代表取締役社長が、代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第32条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
3. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(選 任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。

(中間配当)

第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 前項の金銭には利息をつけない。

以 上

(令和4年9月29日現在)

別紙4 あいホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等

次ページ以降をご参照ください。

事業報告（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大が落ち着き、行動制限が緩和されたことから、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直しております。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクや、資材価格の高騰、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。このような経済環境のもと、当社グループにおいては環境変化に機動的に即応し、効率性や採算性を考慮した社内体制の強化・整備を図り、利益重視の経営を推進いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は463億9千6百万円（前期比1.4%減）となり、営業利益は94億3千4百万円（前期比4.2%減）、経常利益は105億1千9百万円（前期比3.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は82億4千3百万円（前期比6.5%増）となりました。

事業のセグメント別の業績は次のとおりであります。

「セキュリティ機器」につきましては、マンション向けの自社更新及び新規獲得が堅調に推移したことに加え、法人向け販売も好調であったことから、売上高は139億9千3百万円（前期比4.6%増）、セグメント利益は57億9千万円（前期比5.2%増）となりました。

「カード機器及びその他事務用機器」につきましては、カード機器の主要販売先である病院向け及び金融機関向けの営業活動が堅調に推移しましたが、米国孫会社のCard Technology Corporation及び英国孫会社のNBS Technologies Limitedの株式を2022年6月にイタリアMatica Fintec社に売却した関係で、売上高は31億2千4百万円（前期比21.3%減）、セグメント利益は7億9千6百万円（前期比11.5%減）となりました。

「情報機器」につきましては、半導体部品を含む電子部品等の調達困難及び小型カッティングマシンの主要販売先である欧米諸国の景気減速等の影響により、売上高は154億5千4百万円（前期比13.3%減）、セグメント利益は18億5千6百万円（前期比29.4%減）となりました。

「設計事業」につきましては、収益の中心が耐震診断から構造設計に移る中で、売上高は49億6千3百万円（前期比3.8%増）、セグメント利益は3億6百万円（前期比3.9%減）と堅調に推移しました。

「その他」につきましては、売上高は88億6千万円（前期比24.6%増）、セグメント利益は5億7千7百万円（前期比2.7%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は7億4千5百万円で、その主なものは、機械装置(AiAlert)に係るもの等であります。

③ 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (2020年6月期)	第 15 期 (2021年6月期)	第 16 期 (2022年6月期)	第 17 期 (当連結会計年度) (2023年6月期)
売 上 高 (百万円)	43,179	46,219	47,059	46,396
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	4,620	5,863	7,738	8,243
1株当たり当期純利益	97円57銭	123円81銭	163円40銭	174円06銭
総 資 産 (百万円)	60,977	66,635	75,418	80,524
純 資 産 (百万円)	49,530	53,765	61,337	67,271
1株当たり純資産額	1,045円88銭	1,135円32銭	1,295円11銭	1,420円43銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第16期の期首から適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ドッドウエル ビー・エム・エス	2,992百万円	100%	セキュリティ機器、カードシステム及び事務用機器、節電・省エネシステムの販売、保守サービス事業
グラフィック株式会社	3,000百万円	100%	計測機器及びコンピュータ周辺機器の製造販売
株式会社あい設計	45百万円	100%	構造設計、耐震診断を主体とした建築設計事業等

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

名称	住所	帳簿価額の 合計額	当社の 総資産額
株式会社ドッドウエル ビー・エム・エス	東京都中央区日本橋久松町12番8号	12,762百万円	31,844百万円

(4) 対処すべき課題

当社グループは、セキュリティ機器、カード・その他事務用機器、情報機器、設計事業、脱炭素システム事業等、多岐にわたる事業活動を展開しておりますが、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクや、資材価格の高騰、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響といった各事業分野共通課題への対応に加え、それぞれの事業分野ごとに抱える以下の課題への対応が必要となっております。

セキュリティ機器につきましては、事業の軸となるマンション市場においては、リプレイス・新規獲得ともに順調に推移しておりますが、継続的に導入機器の見直しを行い、利益構造の更なる改善が課題となっております。一般法人向け市場に対しては、価格競争力と高機能ラインアップのすみわけ、未参入市場への切込みによるボリューム拡大及び施工業者の発掘と教育が課題となっております。

カード機器につきましては、金融機関や流通向けでは、キャッシュカードやクレジットカードの即時発行市場における販売促進が課題となっております。また、病院市場においては、新商品の投入、ハード販売から柔軟な提案による複合販売、高齢化社会に伴う老健・介護施設等への事業拡大を推進していくことが課題となっております。

情報機器につきましては、業績の主要な部分を占めるコンシューマ向けの小型カッティングマシン事業の更なる伸長が課題となります。今後も新製品の投入によって競合他社との競争に打ち勝ち、市場的にはまだまだ拡大の余地があると考えられる当事業において更なるシェアアップを図ることが課題となっております。

設計事業につきましては、利益率の高い耐震診断業務が減少傾向にある中、官庁・民間の設計業務の受注が伸びを見せております。一方、人材獲得の競争も激化しており、人材の確保及び働き方改革の流れの中での業務の一層の効率化が課題となっております。

また、今後の成長分野として、脱炭素システム事業を開始しております。革新的な節電・省エネシステムとして大変好評を得ており、グループ全体で積極的に取り組んでおりますが、機器の開発・製造、販売、設置等にかかる人材の確保が課題となっております。

当社グループは、業績の拡大と収益力の向上のため、こうしたそれぞれの事業体質をより強固にする課題解決のための施策を迅速に立案、実施する一方、ホールディングカンパニーとしての特徴を活かしながら、内部統制機能の見直しと充実を図ることにより、コンプライアンス体制の一層の強化も図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年6月30日現在)

事業区分	主要業務
セキュリティ機器	セキュリティシステム機器の開発・製造及び販売
カード機器及び その他事務用機器	カード発行機器（病院向けカードシステム、金融向けカードシステム）及びその他事務用機器の開発・製造及び販売
情報機器	プロッタやスキャナ等のコンピュータ周辺機器の開発・製造及び販売、保守サービス等
設計事業	構造設計、耐震診断を主体とした建築設計事業等
その他	節電・省エネシステムの開発・製造・販売、カードリーダー・自動おしぼり製造機の製造・販売、ソフトウェアの開発・販売、セキュリティ機器・カード機器等の保守サービス、リース及び割賦事業、計測機器の開発・製造及び販売等

(6) 主要な営業所及び工場（2023年6月30日現在）

<p>当 社</p>	<p>本 社 東京都中央区日本橋久松町12番8号</p>
<p>株 式 会 社 ド ッ ド ウ エ ル ビ ー ・ エ ム ・ エ ス</p>	<p>本 社 東京都中央区日本橋久松町12番8号</p> <p>支 店 札幌支店（札幌市）、盛岡支店（盛岡市）、仙台支店（仙台市）、高崎支店（高崎市）、大宮支店（さいたま市）、東京支店（東京都千代田区）、千葉支店（船橋市）、横浜支店（横浜市）、湘南支店（横浜市）、新潟支店（新潟市）、金沢支店（金沢市）、静岡支店（静岡市）、名古屋支店（名古屋市）、京都支店（京都市）、大阪支店（大阪市）、神戸支店（神戸市）、広島支店（広島市）、福岡支店（福岡市）、鹿児島支店（鹿児島市）</p> <p>営 業 所 青森営業所（青森市）、郡山営業所（郡山市）、宇都宮営業所（宇都宮市）、水戸営業所（水戸市）、長野営業所（長野市）、岡山営業所（岡山市）、米子営業所（米子市）、松山営業所（松山市）、高松営業所（高松市）、北九州営業所（北九州市）、長崎営業所（長崎市）、熊本営業所（熊本市）</p>
<p>グ ラ フ テ ッ ク 株 式 会 社</p>	<p>本 社 神奈川県横浜市戸塚区品濃町503番10号</p> <p>事 業 所 戸塚事業所（横浜市）、藤沢事業所（藤沢市）、中部事業所（名古屋市）、関西事業所（吹田市）</p> <p>海 外 拠 点 米国（カリフォルニア、ユタ）、オランダ（アムステルダム）、中国（上海）、タイ（バンコク）、ウルグアイ</p>
<p>株 式 会 社 あ い 設 計</p>	<p>本 社 広島県広島市東区上大須賀町10番16号</p> <p>支 社 札幌支社（札幌市）、仙台支社（仙台市）、埼玉支社（さいたま市）、東京支社（東京都江東区）、横浜支社（横浜市）、新潟支社（新潟市）、名古屋支社（名古屋市）、金沢支社（金沢市）、大阪支社（大阪市）、岡山支社（岡山市）、広島支社（広島市）、呉支社（呉市）、福山支社（福山市）、山口支社（山口市）、四国支社（松山市）、九州支社（福岡市）、大分支社（大分市）、鹿児島支社（鹿児島市）</p> <p>事 務 所 高知事務所（高知市）、高松事務所（高松市）</p>

(7) 使用人の状況（2023年6月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
セキュリティ機器	266名	38名減
カード機器及びその他事務用機器	57名	38名減
情報機器	271名	14名増
設計事業	347名	36名増
その他	369名	71名増
全社（共通）	31名	12名減
合計	1,341名	33名増

(注) 1. 使用人数は就業人員数を記載しております。なお、臨時雇用者数の記載は省略いたしました。
2. 全社（共通）の使用人数は、当社の就業人員のうち、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
31名	12名減	47.2歳	15.2年

(注) 1. 使用人数は就業人員数を記載しております。なお、臨時雇用者数の記載は省略いたしました。
2. 平均勤続年数は、出向受入者の当社グループ内での勤続年数を加算しております。

(8) 主要な借入先の状況（2023年6月30日現在）

該当する事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2023年6月30日現在）

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 220,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 56,590,410株 |
| ③ 株主数 | 7,897名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
佐々木 秀吉	116,084百株	24.51%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	68,839百株	14.54%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	27,765百株	5.86%
光通信株式会社	24,430百株	5.16%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	7,834百株	1.65%
あいホールディングス社員持株会	7,709百株	1.63%
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 381572	7,673百株	1.62%
第一生命保険株式会社	7,600百株	1.60%
野村信託銀行株式会社（退職給付信託・三菱UFJ信託銀行口）	6,400百株	1.35%
THE BANK OF NEW YORK- JASDECTREATY ACCOUNT	6,132百株	1.29%

(注) 1. 当社は、自己株式9,230,386株を保有しておりますが、上記大株主の中には含めておりません。
2. 持株比率は、自己株式9,230,386株を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当する事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2023年6月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	佐々木 秀吉	最高経営責任者（CEO） 株式会社ドッドウエル ビー・エム・エス代表取締役社長 グラフテック株式会社代表取締役会長 株式会社あい設計代表取締役会長 株式会社ビーエム総合リース代表取締役社長 あいエンジニアリング株式会社代表取締役社長
代表取締役社長	荒川 康孝	グラフテック株式会社代表取締役社長 シルエットアメリカインク社長
取締役	吉田 周二	管理本部長 グラフテック株式会社管理本部長
取締役	山本 裕之	経営戦略本部長 株式会社ドッドウエル ビー・エム・エス取締役 管理本部長
取締役	三山 裕三	三山総合法律事務所代表 株式会社インテージホールディングス社外取締役
取締役	河本 博隆	
取締役	佐野 恵子	J. Bridge合同会社代表社員 日本電計株式会社社外取締役
常勤監査役	関 和司	
監査役	安達 一彦	安達一彦法律事務所代表
監査役	皆 真希	石本哲敏法律事務所弁護士

- (注) 1. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ・2022年9月29日開催の第16回定時株主総会において、山本裕之氏及び佐野恵子氏は新たに取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
 - ・2022年9月29日開催の第16回定時株主総会において、関和司氏及び皆真希氏は新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。また、関和司氏は同総会終了後開催の監査役会において、常勤監査役に選定され就任いたしました。
 - ・2022年9月29日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって、監査役石本哲敏氏は任期満了により退任いたしました。
2. 取締役三山裕三氏、取締役河本博隆氏及び取締役佐野恵子氏は、社外取締役であります。なお、当社は、取締役三山裕三氏、取締役河本博隆氏及び取締役佐野恵子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役安達一彦氏及び監査役皆真希氏は、社外監査役であります。なお、当社は、監査役安達一彦氏及び監査役皆真希氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

社外取締役又は社外監査役として職務を遂行するにあたり善意かつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度額とする旨の責任限定契約を、全ての社外取締役及び社外監査役と締結しております。

③ 補償契約の内容の概要

当社は、取締役佐々木秀吉氏、荒川康孝氏、吉田周二氏、山本裕之氏、三山裕三氏、河本博隆氏、佐野恵子氏、監査役関和司氏、安達一彦氏及び皆真希氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、各取締役及び各監査役が、自己もしくは第三者が不正な利益を図る又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合には、補償を受けた費用等を返還させる等を条件としています。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等を補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員となります。すべての被保険者について、その保険料を全額当社で負担しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

i. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するように株主利益と連動した報酬体系とし、個々の報酬の決定においては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本としています。報酬は、主に役位を基に職責に応じて支給する基本報酬及び業績に応じて支給する業績連動報酬（賞与）で構成しております。なお、社外取締役の報酬は経営への監督機能を有効に機能させることを目的に基本報酬のみとしております。

また、取締役会は、報酬等の決定方針を決議した際に、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等についても、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ii. 個別報酬の決定方針

・基本報酬の決定方針

基本報酬は、役位、職責に応じて報酬基準値を定めており、これに基づき在任年数、当社の業績、従業員給与水準を勘案して総合的に決定することとしています。

・業績連動報酬（賞与）の決定方針

業績連動報酬（賞与）は、事業年度ごとの当社グループの業績向上に対する意識を高めることを目的に、当該期業績の親会社株主に帰属する当期純利益に連動させたインセンティブとして一定の基準を定め、これに基づき総合的に決定することとしています。

iii. その他の報酬の決定方針

取締役の担当責務の遂行に於いて、必要と判断された場合は、基本報酬と賞与以外にFRINGE・ベネフィットを提供することができることとしています。

iv. 個別報酬の決定方法

取締役の個人別の報酬額は、代表取締役会長が、各報酬の決定方針と基準に基づき各取締役の基本報酬の額及び賞与の額（予定額）の原案を提起し、報酬諮問委員会で審議、決議されたものを取締役会で決議することとしています。監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	93百万円 (14百万円)	84百万円 (14百万円)	8百万円 (ー)	ー	7名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	12百万円 (5百万円)	12百万円 (5百万円)	ー	ー	5名 (3名)
合 計 (うち社外役員)	105百万円 (19百万円)	96百万円 (19百万円)	8百万円 (ー)	ー	12名 (6名)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容、選定した理由及び業績連動報酬の額の算定方法は、⑤取締役及び監査役の報酬等 イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等に記載のとおりであります。当事業年度の報酬額の算定に用いた前事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益は7,738百万円であります。
3. 取締役の報酬限度額は、2007年2月23日開催の株式会社ドッドウエル ビー・エム・エス及びグラフィック株式会社の臨時株主総会において、当社設立に関する事項として、年額40,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は1名）です。なお、定款で定める取締役の員数は10名以内です。
4. 監査役の報酬限度額は、2007年2月23日開催の株式会社ドッドウエル ビー・エム・エス及びグラフィック株式会社の臨時株主総会において、当社設立に関する事項として、年額9,000万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。なお、定款で定める監査役の員数は5名以内です。

ハ. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当する事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役三山裕三氏は、三山総合法律事務所代表及び株式会社インテージホールディングス社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 取締役佐野恵子氏は、J. Bridge合同会社代表社員及び日本電計株式会社社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役安達一彦氏は、安達一彦法律事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ・監査役皆真希氏は、石本哲敏法律事務所に所属しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	三 山 裕 三	当事業年度開催の取締役会6回全てに出席し、長年にわたる弁護士実務を通じて豊富な経験と高度な専門知識を有しており、取締役会において主に企業統制と統治について独立した立場からの助言・提言を適宜いただき、取締役会の監督機能強化の役割を適切に果たしております。
取 締 役	河 本 博 隆	当事業年度開催の取締役会6回全てに出席し、通商産業省（現経済産業省）に入省以来、国家機関の要職を歴任された豊富な経験と知識により、取締役会において専門的見地からの助言・提言を適宜いただき、取締役会の監督機能強化の役割を適切に果たしております。
取 締 役	佐 野 恵 子	当事業年度開催の取締役会6回のうち5回に出席し、長年にわたる機関投資家向けIRと金融機関のアナリストとしての豊富な経験と知識を有しており、取締役会においてグローバルな投資家の視点を踏まえた助言・提言を適宜いただき、取締役会の監督機能強化の役割を適切に果たしております。
監 査 役	安 達 一 彦	当事業年度開催の取締役会6回及び監査役会5回全てに出席し、弁護士としての豊富な経験に基づき、専門的見地から適切な発言を行っております。
監 査 役	皆 真 希	当事業年度開催の取締役会6回のうち5回に、また、監査役会5回のうち4回に出席し、弁護士としての豊富な経験に基づき、専門的見地から適切な発言を行っております。

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。
2. 取締役佐野恵子氏は、2022年9月29日開催の第16回定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。
なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は5回であります。
3. 監査役皆真希氏は、2022年9月29日開催の第16回定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。
なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は5回、監査役会の開催回数は4回であります。

- ⑦ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会等の場において、取締役、監査役と、また、必要に応じて内部監査部門と情報共有や意見交換を行い、経営の公正性、中立性及び透明性を高めるよう努めております。また、社外監査役は、取締役会、監査役会等の場を通じ、取締役、監査役、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報共有や意見交換を行うなどして連携を深め、監査体制の独立性及び中立性、意思決定の適法性・透明性を高めるよう努めております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 PwCあらた有限責任監査法人

- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	40百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	79百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- ③ 非監査業務の内容
該当する事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

(5) 会社の支配に関する基本方針

該当する事項はありません。

連結貸借対照表 (2023年6月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	56,544	流動負債	9,482
現金及び預金	37,594	支払手形及び買掛金	3,855
受取手形、売掛金及び契約資産	6,783	リース債務	440
リース投資資産	866	未払金	941
商品及び製品	7,813	未払費用	332
仕掛品	103	未払法人税等	826
未成工事支出金	50	有償支給取引に係る負債	295
原材料及び貯蔵品	1,126	契約負債	1,891
前払費用	1,098	前受金	100
短期貸付金	342	賞与引当金	187
その他	778	製品保証引当金	11
貸倒引当金	△13	受注損失引当金	5
固定資産	23,980	その他	594
有形固定資産	10,221	固定負債	3,770
建物及び構築物	1,728	リース債務	944
土地	6,052	繰延税金負債	737
リース資産	1,096	退職給付に係る負債	1,350
その他	1,342	その他	738
無形固定資産	1,859	負債合計	13,253
のれん	1,622	(純資産の部)	
リース資産	3	株主資本	64,033
ソフトウェア	206	資本金	5,000
その他	27	資本剰余金	9,065
投資その他の資産	11,899	利益剰余金	54,673
投資有価証券	3,490	自己株式	△4,705
関係会社株式	5,522	その他の包括利益累計額	2,984
繰延税金資産	2,210	その他有価証券評価差額金	297
その他	762	為替換算調整勘定	2,649
貸倒引当金	△87	退職給付に係る調整累計額	37
資産合計	80,524	非支配株主持分	253
		純資産合計	67,271
		負債純資産合計	80,524

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		46,396
売上原価		23,574
売上総利益		22,821
販売費及び一般管理費		13,387
営業利益		9,434
営業外収益		
受取利息及び配当金	131	
持分法による投資利益	592	
為替差益	284	
その他	119	1,128
営業外費用		
支払利息	2	
支払手数料	34	
その他	6	42
経常利益		10,519
特別利益		
投資有価証券売却益	0	
関係会社株式売却益	4	
固定資産売却益	1	
貸倒引当金戻入益	67	
償却債権取立益	98	171
特別損失		
固定資産除却損	27	
投資有価証券評価損	168	
その他	2	198
税金等調整前当期純利益		10,492
法人税、住民税及び事業税	3,480	
法人税等調整額	△1,239	2,241
当期純利益		8,251
非支配株主に帰属する当期純利益		8
親会社株主に帰属する当期純利益		8,243

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2022年7月1日 期首残高	5,000	9,048	49,927	△4,704	59,270
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△3,315		△3,315
親会社株主に帰属する当期純利益			8,243		8,243
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		0		0	0
連結子会社株式の取得による持分の増減			△181		△181
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		16			16
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	16	4,746	△0	4,762
2023年6月30日 期末残高	5,000	9,065	54,673	△4,705	64,033

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		
2022年7月1日 期首残高	210	1,761	12	1,984	81	61,337
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当				—		△3,315
親会社株主に帰属する当期純利益				—		8,243
自己株式の取得				—		△1
自己株式の処分				—		0
連結子会社株式の取得による持分の増減				—	18	△162
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				—	153	170
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	87	887	24	999		999
連結会計年度中の変動額合計	87	887	24	999	172	5,934
2023年6月30日 期末残高	297	2,649	37	2,984	253	67,271

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2023年6月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,411	流動負債	621
現金及び預金	2,170	短期借入金	289
受取手形及び売掛金	97	未払金	294
前払費用	12	未払費用	6
短期貸付金	2,392	未払消費税等	18
未収入金	11	預り金	5
未収法人税等	1,042	賞与引当金	6
その他	289	固定負債	20
貸倒引当金	△604	退職給付引当金	20
固定資産	26,433	負債合計	642
有形固定資産	0	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	0	株主資本	31,178
無形固定資産	10	資本金	5,000
ソフトウェア	10	資本剰余金	15,794
投資その他の資産	26,422	資本準備金	1,045
投資有価証券	3,012	その他資本剰余金	14,749
関係会社株式	22,005	利益剰余金	15,123
長期貸付金	254	利益準備金	204
繰延税金資産	1,149	その他利益剰余金	14,918
資産合計	31,844	繰越利益剰余金	14,918
		自己株式	△4,739
		評価・換算差額等	24
		その他有価証券評価差額金	24
		純資産合計	31,202
		負債純資産合計	31,844

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		5,658
売上原価		—
売上総利益		5,658
販売費及び一般管理費		627
営業利益		5,030
営業外収益		
受取利息	50	
受取配当金	185	
為替差益	215	
その他	11	463
営業外費用		
支払利息	14	
投資事業組合損失	4	
その他	3	22
経常利益		5,471
特別利益		
関係会社株式売却益	4	
投資有価証券売却益	0	
関係会社整理益	36	40
特別損失		
投資有価証券評価損	168	168
税引前当期純利益		5,343
法人税、住民税及び事業税	5	
法人税等調整額	△998	△992
当期純利益		6,336

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本								株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
2022年7月1日 期首残高	5,000	1,045	14,749	15,794	204	11,897	12,102	△4,738	28,158
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△3,315	△3,315		△3,315
当期純利益						6,336	6,336		6,336
自己株式の取得								△1	△1
自己株式の処分			0	0				0	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									-
事業年度中の変動額合計	-	-	0	0	-	3,021	3,021	△0	3,020
2023年6月30日 期末残高	5,000	1,045	14,749	15,794	204	14,918	15,123	△4,739	31,178

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2022年7月1日 期首残高	△17	△17	28,140
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△3,315
当期純利益			6,336
自己株式の取得			△1
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	41	41	41
事業年度中の変動額合計	41	41	3,061
2023年6月30日 期末残高	24	24	31,202

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年8月18日

あいホールディングス株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高濱	滋
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清水	健太郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、あいホールディングス株式会社の2022年7月1日から2023年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あいホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年8月18日

あいホールディングス株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高濱	滋
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清水	健太郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、あいホールディングス株式会社の2022年7月1日から2023年6月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月18日

あいホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 関 和 司 ㊟

社外監査役 安 達 一 彦 ㊟

社外監査役 皆 真 希 ㊟

以 上

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にするため「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人に法令・定款の遵守を徹底する。また、徹底を図るため、内部監査室においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括する。

内部監査室は、当社及び子会社から成る企業集団のコンプライアンスの状況等について監査を実施し、その活動を定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、顧客情報及び営業秘密等を管理するため「情報管理規程」を定めるとともに、社内外を問わず業務上の全ての情報を保存及び管理するため「文書管理規程」を定める。

取締役会その他の重要会議の意思決定に関する情報や、その他の重要決裁に関する情報についても、「文書管理規程」に基づき文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。取締役及び監査役は、常時、これらの情報を閲覧できる。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」を定め、各部門のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

内部監査室は、当社及び子会社から成る企業集団におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役会に報告する。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の効率的な業務執行を確保するため、経営方針及び経営戦略に関する重要事項については、子会社の取締役の参加を適宜求めつつ、代表取締役会長、代表取締役社長、その他の取締役によって構成される経営会議において事前に十分な審議を行うこととし、その上で、原則四半期ごとに開催される取締役会に諮り決定する。

ホ. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため、企業集団各社の重要事項の決定等に関し情報の共有化を図るとともに、企業集団全体の内部統制システムを構築し、その有効かつ適切な運用を進める。

内部監査室は、企業集団各社の業務遂行状況等の監査を実施し、その結果を企業集団各社の責任者に報告する。企業集団各社の責任者は、必要に応じて内部統制の改善を実施する。

ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助すべき使用人を置く。

ト. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役職務を補助する使用人の任命、異動等の人事に係る事項の決定には、監査役会の意見を尊重する。また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けない。

チ. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役及び使用人等は、監査役に対して、重大な法令・定款違反又は会社に著しい損害を及ぼす虞のあることを発見した場合には、速やかに報告、情報提供を行うものとし、報告したことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

監査役は、重要な意思決定の過程や業務執行の状況を把握するため、必要がある場合には当社及び子会社の取締役及び使用人等に説明を求めることができる。

リ. 監査役職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

ヌ. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役会長、代表取締役社長及びその他の取締役等と定期的に情報・意見交換を実施する。また、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行う等、連携を図る。

ル. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「コンプライアンス規程」を定め、当局と連携しつつ企業集団全体として、社会の秩序や安定に脅威を与える反社会的な勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切関係を持たない。

また、コンプライアンスマニュアルにおいて、反社会的勢力に対する行動指針を示し、取締役及び使用人への周知徹底を図る。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

イ. 取締役の職務執行

取締役会規則に基づき取締役会を開催し、各議案の審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換により、意思決定及び監督の実効性を確保しております。

ロ. コンプライアンス及びリスクの管理

コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス・ホットラインを常設し、コンプライアンス違反行為や疑義等を報告する内部通報制度を運用しております。また、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けることがないよう徹底しております。なお、当社及び子会社から提出されるリスク管理報告書等により、当社グループ内において期間中の法令違反、内部通報等のコンプライアンス及びリスク関連事項が発生していないことを確認しております。

ハ. 当社グループの業務の適正化

子会社の重要事項の決定については、関係会社管理規程に基づき、当社が適宜事前承認を行い、業務の適正を確保しております。また、内部監査室は、子会社に対して内部監査を実施しており、当社グループの業務の適正化に対応したモニタリングを行っております。

ニ. 監査役監査

監査役は、監査役会規程に基づき監査役会を開催し、監査に関する重要な事項についての報告を受け、協議を行い、又は決議するとともに、監査役監査規程に基づき、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、法令及び定款並びにその他の諸規則に準拠して、公正不偏な立場で監査を実施しております。また、監査役は、内部監査室・会計監査人等との情報交換等を通じて連携を図り、内部統制システムの整備と運用状況等について、効果的に監査を行っております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数

28社

・主要な連結子会社の名称

株式会社ドッドウエル ビー・エム・エス

グラフテック株式会社

株式会社あい設計

あいエンジニアリング株式会社

株式会社U S T A G E

株式会社ビーエム総合リース

株式会社アイフィンク

株式会社田辺設計

株式会社メディック

プールス株式会社

株式会社エスエスユニット

イシモリテクニクス株式会社

社の公園ゴルフクラブ株式会社

ナノ・ソルテック株式会社

ウイングレット・システムズ株式会社

株式会社Social Area Networks

シルエットジャパン株式会社

株式会社アイグリーズ

Graphtec America, Inc.

Silhouette America, Inc.

Silhouette Latin America S.A.

Silhouette Research & Technology Ltd.

GRAPHTEC ASIA PACIFIC CO., LTD.

Graphtec Europe B.V.

Silhouette Europe B.V.

・連結の範囲の変更

重要性が増したため、ウイングレット・システムズ株式会社及び株式会社Social Area Networksを連結の範囲に含めております。

会社設立により、シルエットジャパン株式会社、株式会社アイグリーズ及びSilhouette Europe B.V.を連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数 6社
- ・非連結子会社の名称 株式会社根津設計
有限会社ミップス
Innovation Farm株式会社
ファーストエレベーター株式会社
マイクロ・トーク・システムズ株式会社
株式会社アービカルネット
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社 該当事項はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

- ・持分法を適用しない非連結子会社の名称 株式会社根津設計
有限会社ミップス
Innovation Farm株式会社
ファーストエレベーター株式会社
マイクロ・トーク・システムズ株式会社
株式会社アービカルネット
- ・持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、いずれも小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法を適用しておりません。

③ 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法を適用した関連会社の数 2社
- ・持分法を適用した関連会社の名称 日本電計株式会社
日本エレテックス株式会社

④ 持分法を適用しない関連会社の状況

- ・持分法を適用しない関連会社の数 4社

・持分法を適用しない関連会社の名称

日本チェリー株式会社
株式会社笑子
石井電気システム株式会社
スターアンドアニー株式会社

・持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、いずれも小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微なため、持分法を適用しない関連会社としております。

⑤ 持分法適用会社の事業年度等に関する事項

日本電計株式会社の決算日は、3月31日であります。
また、日本エレテックス株式会社の決算日は4月30日であります。
連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用して連結決算を行っております。ただし、連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちSilhouette Latin America S.A. 及び社の公園ゴルフクラブ株式会社の決算日は3月31日であり、株式会社Social Area Networksの決算日は9月30日であります。
連結計算書類の作成に当たっては、Silhouette Latin America S.A. 及び社の公園ゴルフクラブ株式会社は同決算日現在の計算書類を使用して連結決算を行っております。
ただし、4月1日から連結決算日6月30日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
また、株式会社Social Area Networksは連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用して連結決算を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産

(イ) 商品及び製品、原材料及び貯蔵品、仕掛品

主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(ロ) 未成工事支出金

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法。また、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物の減価償却方法は定額法。）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
工具、器具及び備品	2～6年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 製品保証引当金

一部の連結子会社では、販売された製品の保証に伴う費用の支出に備えるため、過去の発生実績率に基づき計上しております。

ニ. 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

イ. 商品又は製品

商品又は製品の販売に係る収益は、主に商品又は製品による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売については、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。また、海外の販売については、船積時点で収益を認識しております。

ロ. 保守サービス

保守サービスに係る収益は、主に商品又は製品の保守であり、顧客との保守契約に基づいて保守サービスを提供する履行義務を負っております。当該保守契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

ハ. 設計業務

一定の期間にわたり充足される履行義務については、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

ニ. ファイナンス・リース取引

リース料を收受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

ホ. 有償支給取引

有償支給先に残存する支給品については、棚卸資産を認識するとともに、当該支給品の期末棚卸高相当額について「有償支給取引に係る負債」を認識しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについては振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…輸出入による外貨建債権債務
- ハ. ヘッジ方針 為替変動リスクの低減のため、対象債権債務及び将来発生する対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。
- ニ. ヘッジ有効性評価の方法 決算期末にヘッジ手段とヘッジ対象の内容について見直しを行い、有効性を評価しております。
- ⑦ のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により定期的に償却しております。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが発生した年度の損益としております。
- ⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- イ. グループ通算制度の適用 当社及び一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。
- ロ. 退職給付に係る会計処理
- ・退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ・数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
 - ・小規模企業等における簡便法の採用 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 会計方針の変更に関する注記
- 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用
- 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。
- なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(6) 会計上の見積りに関する注記

市場価格のない非上場株式の評価

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
投資有価証券 2,475百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない非上場株式については、株式の実質価額（1株あたりの純資産額に所有株式数を乗じた金額）が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合に、実質価額が著しく下落したと判断し、回復可能性が十分な根拠により裏付けられる場合を除き減損処理を行うこととしております。また、これらの株式について、会社の超過収益力等を反映して計算書類から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で当該会社の株式を取得している場合、超過収益力等が見込めなくなったときには、これを反映した実質価額が取得原価の50%程度を下回っている場合に、減損処理を行うこととしております。

純資産額又は事業計画等に基づく将来のキャッシュ・フロー見通し等は、投資先の事業の状況や財政状態等によって変動する可能性があり、変動した場合には、非上場株式の評価に影響を与える可能性があります。

のれんの評価

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
のれん 1,622百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、関係会社に対するのれんの内、減損の兆候がある資産または資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額及び使用価値のいずれか高い方の利用が要請され、正味売却価額については、売却可能価額、又は鑑定評価額を基に算定し、また、使用価値については、将来キャッシュ・フローをはじめとし、多くの見積り・前提を使用し算定する必要があります。

このような計算過程の中で、兆候判定や将来キャッシュ・フローの算定に使用する将来計画には、複数の仮定を使用しており、重要な見積りを必要とするものになります。

そのため翌連結会計年度において予測不能な前提条件の変化等によりのれんに関する見積りが変化した場合には、結果としてのれんの評価額が変動する可能性があります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	913百万円
売掛金	5,077百万円
契約資産	792百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 9,845百万円

(3) 損失が見込まれる工事契約に係る棚卸資産と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、受注損失引当金に対応する額は50百万円であります。

3. 連結損益計算書に関する注記

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「6. 収益認識に関する注記(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
発行済株式				
普通株式	56,590,410株	－株	－株	56,590,410株
合計	56,590,410株	－株	－株	56,590,410株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2022年9月29日開催の第16回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ・配当金の総額 1,657百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 35円
- ・基準日 2022年6月30日
- ・効力発生日 2022年9月30日

ロ. 2023年2月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 1,657百万円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 35円
- ・ 基準日 2022年12月31日
- ・ 効力発生日 2023年3月6日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2023年9月27日開催の第17回定時株主総会において、次のとおり付議する予定であります。

普通株式の配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 2,131百万円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 45円
- ・ 基準日 2023年6月30日
- ・ 効力発生日 2023年9月28日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当する事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、短期貸付金、長期貸付金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては取引先ごとと与信管理を徹底し、期日管理や残高管理を行うとともに、貸付先の業績動向や事業の動き等を恒常的に注視し、財務状況を把握しております。なお、主要取引先については与信限度枠の見直しを毎年行っており、設定、改定については担当役員の決裁事項として運用しております。また、外貨建の売掛金は、為替の変動リスクに晒されておりますが、一部先物為替予約を利用してヘッジしております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲内で行うこととしております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価を把握し、明細表を作成する等の方法により管理しており、また、その内容が代表取締役へ報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、流動性リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループ各社において、毎月資金繰計画を作成する等の方法により管理しており、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 投資有価証券 その他有価証券	1,015	1,015	—
② 関係会社株式 関連会社株式	4,934	4,579	354
資産計	5,949	5,594	354

(注) 1. 「現金及び預金」は注記を省略しており、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「短期貸付金」、「支払手形及び買掛金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」及び「関係会社株式」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式等	2,309
転換社債	583
投資事業有限責任組合への出資金	171

3. 関係会社株式には、持分法適用の上場関連会社株式を含めており、差額は当該株式の時価評価によるものです。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における相場市場により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券 その他有価証券 株 式	1,015			1,015
資 産 計	1,015	—	—	1,015

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
関係会社株式				
関連会社株式	4,579			4,579
資 産 計	4,579	—	—	4,579

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

 関連会社株式

 上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの主たる地域別、収益認識の時期別の収益の分解と主たる製品及びサービスとの関連は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他	合計
	セキュリティ機	カード機器及びその他事務用機器	情報機器	設計事業	計		
地域別							
国内	13,993	3,124	1,479	4,963	23,560	8,127	31,688
海外	—	—	13,975	—	13,975	556	14,531
顧客との契約から生じる収益	13,993	3,124	15,454	4,963	37,535	8,684	46,220
その他の収益	—	—	—	—	—	176	176
外部顧客への売上高	13,993	3,124	15,454	4,963	37,535	8,860	46,396
収益認識の時期							
一時点で移転される財	13,993	3,124	15,359	580	33,057	7,061	40,119
一定期間にわたり移転される財又はサービス	—	—	94	4,383	4,477	1,622	6,100
顧客との契約から生じる収益	13,993	3,124	15,454	4,963	37,535	8,684	46,220
その他の収益	—	—	—	—	—	176	176
外部顧客への売上高	13,993	3,124	15,454	4,963	37,535	8,860	46,396

(注) その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項④重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
契約負債	1,762	1,891

(注) 契約負債は主に、契約に基づく履行に先立って顧客から受領した対価に関連するものであり、契約に基づき履行した時点で収益に振り替えられます。契約負債は、連結貸借対照表の流動負債に含まれております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,420円43銭
1株当たり当期純利益	174円06銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

~~~~~  
(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に関する事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券  
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定率法（ただし、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。）

② 無形固定資産  
ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

#### (3) 引当金の計上基準

賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料、受取配当金となります。経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

#### (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用 グループ通算制度を適用しております。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### 市場価格のない非上場株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券 2,370百万円

関係会社株式 127百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類連結注記表(6) 会計上の見積りに関する注記「市場価格のない非上場株式の評価」の内容と同一となります。

### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権 2,703百万円

② 長期金銭債権 254百万円

③ 短期金銭債務 516百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6百万円

### 5. 損益計算書に関する注記

#### 関係会社との取引高

##### 営業取引による取引高

売上高 5,658百万円

販売費及び一般管理費 44百万円

営業取引以外の取引高 61百万円

### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 9,229,915株  | 477株       | 6株         | 9,230,386株 |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加477株は単元未満株式の買取りによる増加、減少6株は単元未満株式の売渡しによる減少であります。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|              |          |
|--------------|----------|
| 子会社株式評価損     | 884百万円   |
| 投資有価証券評価減    | 51百万円    |
| 貸倒引当金繰入額     | 185百万円   |
| 繰越欠損金        | 6百万円     |
| 投資事業組合損失     | 13百万円    |
| その他有価証券評価差額金 | 21百万円    |
| その他          | 4百万円     |
| 繰延税金資産 小計    | 1,166百万円 |
| 評価性引当額       | △17百万円   |
| 繰延税金資産 合計    | 1,149百万円 |

なお、当社は、当事業年度からグループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

| 種類  | 会社等の名称                      | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者<br>との関係                    | 取引の内容        | 取引<br>金額 | 科目                | 期末<br>残高 |
|-----|-----------------------------|--------------------|----------------------------------|--------------|----------|-------------------|----------|
| 子会社 | 株式会社<br>ドッドウエル<br>ビー・エム・エス  | 直接所有<br>100%       | 経営管理<br>配当金の受取<br>資金の借入<br>役員の兼任 | 資金の返済        | 1,500    | 短期借入金             | －        |
|     |                             |                    |                                  |              |          | 1年内返済予定<br>の長期借入金 | －        |
|     |                             |                    |                                  |              |          | 長期借入金             | －        |
|     |                             |                    |                                  | 利息の支払        | 11       | －                 | －        |
|     |                             |                    |                                  | 配当金の受取       | 3,836    | －                 | －        |
|     |                             |                    | 経営指導料<br>の受取                     | 360          | －        | －                 |          |
| 子会社 | グラフテック株式会社                  | 直接所有<br>100%       | 経営管理<br>配当金の受取<br>役員の兼任          | 配当金の受取       | 949      | －                 | －        |
| 子会社 | NBS Holdings<br>Corporation | 直接所有<br>100%       | 経営管理                             | 資金の貸付        | －        | 短期貸付金             | 1,623    |
|     |                             |                    |                                  | 利息の受取        | －        | 未収収益              | 222      |
|     |                             |                    |                                  | 貸倒引当金<br>繰入額 | －        | 貸倒引当金             | 604      |
| 子会社 | イシモリテクノクス<br>株式会社           | 直接所有<br>100%       | 経営管理<br>役員の兼任                    | 資金の回収        | 683      | 1年内返済予定<br>の長期貸付金 | 28       |
|     |                             |                    |                                  |              |          | 長期貸付金             | 194      |
|     |                             |                    |                                  | 資金の貸付        | 600      | 短期貸付金             | 30       |
|     |                             |                    | 利息の受取                            | 1            | －        | －                 |          |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

1. 資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。
2. 上記金額のうち取引金額には消費税等は含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。

9. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 658円84銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 133円79銭 |

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表1. 重要な会計方針に関する事項(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

~~~~~  
(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。